

## 長期優良住宅認定通知書等の押印廃止について

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令111号）の施行に伴い、令和7年4月1日以降、長崎県が交付する以下の通知書の押印を廃止します。

### 【長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則】

- ・ 第2号様式 認定通知書
- ・ 第4号様式 変更認定通知書
- ・ 第8号様式 承認通知書
- ・ 第10号様式 許可通知書
- ・ 第11号様式 許可しない旨の通知書

#### 【問合せ先】

長崎県土木部住宅課住環境整備班  
TEL：095-894-3104  
FAX：095-894-3464